
朋友だより

先日、突如としてあらわれた国会議員、丸山穂高氏のとんでもない発言に触発されて、日本国憲法について今一度、勉強しました。人類の進歩の歴史をふまえた素晴らしい財産であることを改めて認識しました。
ご参考になれば幸甚です。

2019年6月

(有)コンサルタント朋友
代表取締役 奥長弘三



日本国憲法について考える



はじめに

今回は予定を変えて憲法について考えます。今年5月にあった国会議員丸山穂高氏のとんでもない発言「北方領土を戦争でとりかえず」に驚きと共に、強い怒りを感じます。憲法の遵守義務のある国会議員が憲法を全く理解していないのです。このような人物を議員として国会に送り込んだ日本維新の会の責任は問われなければなりません。党から除名したことで済む問題ではありません。

国会議員ですら、日本国憲法を理解していないことが、今回の事件で明らかになったということは、憲法が広く国民に行き渡っているとは言えない可能性を示唆しています。改めて現在の日本にとって、憲法とは何かを考えてみたいと思います。

筆者自身と憲法との関わりについて言えば、この10年間は、憲法の全文を記した小冊子を常時持ち歩くことにしています。しかし、今回改めて憲法について勉強し直すことで、その内容の素晴らしさを一段と知ることができました。

憲法が生まれた背景

日本国憲法と先のアジア・太平洋戦争とは切り離して考えることはできません。あの悲惨な戦争を経験し、二度と戦争は嫌だとの強い決意のもとにできたのが日本国憲法です。

1945年7月に日本が受諾して、戦争が終結することになったポツダム宣言の第6条は次の様な内容です。

吾等は無責任なる軍国主義が、世界より駆逐せられるに至る迄は、平和、安全及び正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国国民を欺瞞し、之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず。

日本国憲法は欧米の近代憲法を踏まえてつくられました。個人の尊厳を守る為に、憲法によって国家権力に歯止めをかけるという構造は、いわば人類の英知によって生み出された大きな財産です。(伊藤真著『日本国憲法の論点』(株)トランスビュー 2005年7月 P.48)

当然ながら日本国憲法には日本独自のものも含まれています。先のアジア・太平洋戦争の経験から生まれたものです。憲法前文の次の文章に注目しています。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(憲法前文より)

近隣諸国との信頼関係を築かずに、国民の生命と財産を守れるはずがありません。しかも憲法は、相手の「国」を信頼するのではなく、そこに住む「国民」の「公正と信義」を信頼するといっています。ここから憲法9条の「戦争放棄」が導き出されます。これは日本国憲法に含まれる日本独自のものの典型と言えるでしょう。

ところが現在、学校(小中高大)では、戦争のことも、憲法のこともきちんと学ぶ機会はずいぶん少なくなっているようです。従って戦争と憲法がばらばらに理解されているようです。しかも不十分な形で...

更に問題なのは、教える側の小、中学校の教師自身が、戦争と憲法の関連を明確に認識していないケースも報告されています。(雑誌「前衛」2019年6月号 P.214~231 久保田貢論文「若者の社会認識・憲法認識への接近を考える」)

久保田氏は、40代以上の人間は、何らかの形で戦争の話聞く機会を持って成人となっているが、30代以降の若者はその様な機会を持つことが無いまま成人となっている。若者世代と他世代との決定的に異なる点はここにあるといっています。(前掲、久保田論文 P.218)

憲法が一番大切にしているもの

日本国憲法の三原則は

- ① 基本的人権の尊重
- ② 平和主義(戦争の放棄)
- ③ 主権在民

とされています。これは欧米の近代憲法の基本に沿ったものです。今回の戦争の経験をふまえ、主権が国民に存すること、いわゆる主権在民を明確に宣言し、三原則の一つに明示することで、日本は実質的に近代国家の仲間入りが果たせたといえることができます。

憲法の前文のあと、本文となるのですが、本文の構成について、前掲の伊藤真著書で、次の様に述べています。やや長文ですが紹介します。

本文の柱は「人権」と「統治機構」であり、とくに重要なのは人権規定の方だと述べましたが、本文ではそれが最初に置かれているわけではありません。「国民の権利及び義務」は第3章で、その前に「天皇」(第1章)と「戦争の放棄」(第2章)が置かれています。なぜ、憲法制定の主目的である人権保障が最初に出てこないのでしょうか。

これは明治憲法時代の反省からなされたことだと考えられます。戦前の日本では、憲法に人権規定はあったものの、あまり守られていませんでした。天皇という君主に強大な権力が与えられていたこと、軍部の暴走に歯止めをかけられなかったことが主な理由です。そこで新しい憲法では第1章で天皇の権力に歯止めをかけて、続く第2章で軍事力に歯止めをかけました。この二つの前提がそろったところで、はじめて国民の人権が保障されるという意味がこめられているのです。ですから、人権規定が後ろの方にあるのは、それを軽視したからではなく、むしろその重要性を強く意識した結果といえます。(前掲 伊藤真著書 P.74)

今一つ憲法の重要な点は、憲法は権力をしぼるものであるということです。法律は国民を縛るのに対し、憲法は権力を縛ります。これを明確にしているものが、憲法第99条です。

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ(憲法第99条)

この中に国民は含まれていません。これは憲法というものは、国民が権力を縛るものであることを明確に示しています。

安倍改憲の動きへの批判

現在の安倍政権は憲法改正の動きを強めています。アジア・太平洋戦争という多大な犠牲の上につくられた日本国憲法は日本だけでなく、平和を追求する世界全体にとって貴重な財産です。次世代に対する私達の責任として安倍改憲の動きを阻止することが求められています。

安倍政権の暴走として容認できないことは、歴代政府の見解をも、勝手に逸脱していることです。

憲法9条の解釈として歴代政府は、昭和47年の政府見解を踏襲してきました。即ち、

わが国は、他国からの武力攻撃に対する自衛権は持っているが、集団的自衛権については、現憲法のもとでは認められない。

(昭和47年 政府見解要旨)

としてきました。ところが安倍首相は内閣法制局長官を自己の言いなりになる横昌氏にすることで、「昭和47年の政府見解は集団的自衛権を認めている」という政府見解を平成27年(2015年)3月に出しました。これにもとづいて、安保法制を強行採決し、その後自衛隊とアメリカ軍との一体化が急速に強められています。

(上記の記述は、寺井一弘、伊藤真、小西洋之共著『平和憲法の破壊は許さない』(日本評論社 2019年1月)を参考にしました。)

現在、安倍政権は自衛隊を憲法に明記する憲法改正案を強行しようと企んでいます。歴代政府見解を逸脱する憲法違反の無法です。これを放置すれば、日本はとて立憲主義の国と言えず、独裁国以外の何ものでもない国になってしまいます。



日本国憲法のルーツ

本文で紹介した様に、日本国憲法は1788年アメリカ合衆国憲法、1789年フランス人権宣言等にルーツを持つ、欧米の近代憲法の流れを受け継いでいます。それらを明確に示していると考えられるのが、次の2点です。

一つ目は前文の中にある下記の文章です。

ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。(前文より)

今一つは第97条です。「基本的人権の由来、特質」として次のように述べています。

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである(憲法97条)

このように日本国憲法のルーツは欧米の近代憲法にあると言って良いでしょう。しかし、それだけではありません。日本国憲法は日本独自のものもあわせ持っています。この点も、本文で紹介した通り、憲法9条に明記された戦争放棄です。

国内だけでなく、アジア諸国はじめ多くの人達に多大な犠牲を強いることになったアジア・太平洋戦争を経験し、二度とあの悲惨な戦争は行わないと決意した戦争放棄の誓いです。

安倍首相に代表される改憲勢力は、この9条を目の敵にして、何とか無きものにしようと躍起になっていますが、これを許すわけにはいきません。世界の宝を守り抜きたいものです。

～*～*～ あとがき ～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～

朋友だより 158号をお届けいたします。

幼馴染みとの恒例の1泊温泉旅行で那須高原に行ってきました。宴会の後は、お決まりの女子会。各々の健康法などを語り合いました。その中で印象的だった言葉。人は生を受ける時“おぎやあ〜”と息を吐き、死を迎える時、息を吸い込みます。息を吐き、汗をかき、食べたものを出すことが生きていく間には大切であり、その為には暇を見てはあらゆる関節を軟らかく保つことが必要だとの自説を聞きました。なるほど、彼女は“舞”を長く趣味としていて心身ともに健康そのものです。人間は“動物”、動かなくては(動かさなくては)駄目よ。と、皆でストレッチをしました。日ごろの運動不足と、怠け癖を見抜かれたような気がしました。翌日は晴天下、新緑に囲まれた教会でのオルゴールとパイプオルガンによるミニコンサート、ステンドグラス美術館、影絵美術館と訪れた高原の散策の足どりは皆とても軽く、男女8人、また、思い出の1ページを加えることが出来ました。(野上)



朋友

有限会社 コンサルタント朋友

〒174-0064 東京都板橋区中台 1-35-10

TEL. 090-4439-4550 FAX. 03-3935-3510

e-mail foryou91@tokyo.email.ne.jp

URL:<http://www.consultant-hoyu.co.jp>